

平成24年 第10回教育委員会 会議録

| | |
|-------|---|
| 日 時 | 平成24年9月28日（金） 午後4時～5時10分 |
| 場 所 | 向日市役所 第6会議室 |
| 出席委員 | 前田委員長、雨宮委員、白幡委員、松本委員、奥野教育長 |
| 欠席委員 | なし |
| 事 務 局 | 教育部長、次長兼教育総務課長、次長兼学校教育課長、生涯学習課長、学校教育課担当課長、文化財調査事務所長、学校教育課主幹2名、指導主事、教育総務課長補佐 |
| 議 題 | 委員長の選任について 教育長の選任について 委員長職務代理者の指定について 議案第13号「向日市天文館管理運営規則の一部を改正する規則について」 委員会諸報告 |
| 傍 聴 者 | なし |
| 委員長 | 開会宣言 |
| 事務局 | 「向日市教育委員会委員の任命について」報告願う。 |
| 委員長 | 次に、「委員長の選任について」説明願う。 |
| 事務局 | — 「委員長の選任について」説明 — 会議規則第1条の規定により無記名投票を行う。 投票の結果、前田委員が委員長に再任される。 任期は、平成24年10月1日～平成25年9月30日。 |
| 委員長 | 次に、「教育長の選任について」説明願う。 |
| 事務局 | — 「教育長の選任について」説明 — |

| | |
|-----|---|
| | <p>奥野教育長の任期が9月30日で満了。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条、「教育委員会の委員（委員長を除く）のうちから、教育委員会が任命する。」の規定により審議した結果、奥野委員が教育長に任命される。</p> <p>任期は、平成24年10月1日～平成28年9月30日。</p> |
| 委員長 | 次に、「委員長職務代理者について」説明願う。 |
| 事務局 | <p>— 委員長職務代理者について —</p> <p>会議規則第2条の規定により、前任の委員である雨宮委員が再任される。</p> <p>任期は、平成24年10月1日～平成25年9月30日。</p> |
| 委員長 | 次に、議案第13号「向日市天文館管理運営規則の一部を改正する規則について」を上程する。 |
| 事務局 | <p>— 議案第13号提案説明 —</p> <p>天文館のリニューアルオープンに伴い、専門的な見識や豊富な経験を持つ方に名誉館長として就任してもらい、指導や助言をいただき、より魅力ある天文館として事業運営を行いたいと考えている。</p> <p>そこで、「名誉館長を置くことができる」「指導及び助言を行い、各種事業に協力する」という文言を追加する一部改正を行うものである。</p> |
| | <p>【質疑等】</p> |
| 委員 | 名誉館長に任期はないのか。 |
| 事務局 | 任期は、10月1日からの2年間である。 |
| 委員長 | <p>議案第13号の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 委員長 | 全員挙手により、議案第13号は承認された。 |

| | |
|-----|--|
| 委員長 | 次に、委員会諸報告について説明願う。 |
| 委員長 | まず、向日市議会平成24年第3回定例会一般質問答弁要旨及び厚生文教常任委員会答弁要旨について」説明願う。 |
| 事務局 | — 一般質問答弁要旨及び委員会答弁要旨 — 【質疑等】 |
| 委員 | 『ディベート教育について』 ディベートを学校教育に取り入れることについて、市の見解はどうか。 |
| 事務局 | 肯定的には考えているが、基礎・基本をしっかりと学んだ上での発展的な学習という位置づけである。 |
| 委員 | 教育ディベートを、基礎教育の段階で無理して取り入れなくても良いと考えるが、学校ではどのように行っているのか。 |
| 事務局 | 教育ディベートそのものを教育課程の中で扱うということではない。討論会やポスターセッション、パネルディスカッションなど様々な手法を学んでいく中で、ディベートの力もつけていけるよう、小学校から中学校まで積み上げていくものである。 |
| 教育長 | 附属中学校などでは、学習状況に応じて取り入れられていることはあるが、本市においては、状況をしっかりと踏まえながら、判断していかなければならないと考えている。 |
| 委員 | 『いじめ問題等について』 ネット上でのいじめやドラッグの問題について、PTAと連携を図る中で、多くの保護者にも参加いただけるような研修の機会が大切である。先生方にも学校での指導に生かせるよう研修願いたい。 |
| 教育長 | 府でも、いじめ問題に関する教員用のハンドブックを作成しており、まもなく配布される。各校での研修にしっかりと活用するよう指導してまいりたい。 |
| 委員長 | 次の報告について、説明願う。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>— いじめ問題に関する緊急調査について — (別紙資料参照)</p> <p>【質疑等】</p> |
| 委員 | <p>アンケートや面談は繰り返しが必要であると考えているが、どの程度の頻度で実施するのか。</p> |
| 教育長 | <p>おそらく、国も継続していくと思われるが、小中学校では、これまでから学期ごとに行っており、今後も継続して実施してまいりたい。</p> |
| 委員 | <p>アンケートに外部の目が入ったことは評価できる。主な意見も、形式的なものではなく、中身のあるいい意見である。</p> |
| 教育長 | <p>いじめの問題は終わりがなく、地域やPTAなどと連携を図る中で、継続してしっかり取り組んでまいりたい。</p> |
| 委員長 | <p>閉会宣言</p> |

別紙資料

いじめ問題に関する緊急調査について

1 調査のねらい

大津市の事案の重大性を踏まえ、いじめに関するこれまでの取組みを総点検するとともに、いじめを見逃すことなく、早期発見、早期対応・解決を徹底する。

2 児童・生徒アンケートの実施状況

全小中学校とも平成24年8月29日（水）・30日（木）で実施

3 アンケート結果の概要について

気になるケースについては、個別に面談をするなど丁寧に状況を把握する中で、いじめの疑い例も含め認知したものに精査

- ・深刻ないじめ事象は見受けられなかった。
- ・些細なことではあるが、「いやなことを言われた」など日常的に色々と感じている実態をきめ細かく把握できた。

4 外部の目による点検の実施について

(1) 府の対策に沿って、児童・生徒全員のアンケートに教員以外の外部の目も入れた点検をすでにほとんどの学校で実施

(学校評議員・PTA本部役員・スクールカウンセラー等による点検)

(2) 主な意見

- ・自由記述欄にも色々と書いてくれていることは、担任への信頼の様子がうかがえてうれしい気がする。
- ・教師が日頃から児童・生徒の様子の変化を敏感に感じられる感性や観察力を持つことが大切である。
- ・今回、書かなかった児童・生徒も、何回かアンケートを繰り返す中で、書くことができるかもしれない。
- ・学校だけでなく、家庭においても子どもの顔を見て、しっかり話を聞き、変化に気づくことが大切である。

5 各校での取組について

- ・いじめの疑い例を含め、把握したケースについて、当該児童生徒の思いを大切にされた親身な指導を学校体制の中で、保護者とも連携のもと行っている。
- ・気になる児童・生徒の情報を共有し、全教職員での見守り。

6 調査結果の公表について

- ・国や府の公表を受け、各学校で内容を分析し、今後の取組等も含めて学校便り等で公表

7 今後について

今後とも、府が作成する「いじめハンドブック」等による教員研修の充実、きめ細かな児童・生徒の状況把握や教育相談活動の充実を図り、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、豊かな社会性や人権感覚を養い、いじめを許さない学校づくり、また、万一いじめがあった場合には、いじめを解決できる学校づくりを家庭、地域の皆様のご支援をいただきながら、すべての力を結集させて、しっかり取り組んでまいりたい。